

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和6年4月15日

収支等命令者

佐賀県立鳥栖工業高等学校長 原 恒久

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県立鳥栖工業高等学校警備業務委託(令和6年5月～令和12年3月)
- (2) 委託業務の内容等 仕様書による
- (3) 履行期間 令和6年5月1日から令和12年3月31日
- (4) 履行場所 佐賀県鳥栖市元町1918番地 佐賀県立鳥栖工業高等学校

2 入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 庁舎等の維持管理業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する規程（平成2年佐賀県告示第444号）第1条第1項に規定する入札参加資格のうち令和6年度～令和8年度の警備業務に係る入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りにした者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (6) 佐賀県内に本店または支店を有し、鳥栖市及びその近隣市町に待機所を有するもので、緊急を要する事態等に迅速な対応ができること。
- (7) 巡回警備を行っている者であること。
- (8) 警備員は、3年以上の実務経験を有するものであること。

(9) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、「入札参加届」と「営業概要書」を令和6年4月19日（金）午後4時55分までに下記の担当所属に持参又は郵送（同日時までに担当所属へ必着）してください。提出した関係資料等について、説明を求めまたは必要に応じて追加資料の提出を求められることがあります。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

※担当所属 〒841-0051 佐賀県鳥栖市元町1918番地
佐賀県立鳥栖工業高等学校 事務室
電話 0942-83-4134

4 入札の手続き等に関する事項

(1) 契約条項を示す場所、入札関係書類の交付場所及び問い合わせ先

前記3の担当所属に同じ。

(2) 入札関係書類の交付方法

令和6年4月15日（月）から令和6年4月23日（火）までの日（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時00分から午後4時55分までの間、上記(1)において交付します。また、佐賀県のホームページからも入手できます。

ただし、危機管理上の理由により、仕様書及び警備用設置機器配置図等はホームページに掲載することができないため、上記(1)において直接交付します。なお、交付された仕様書及び警備用設置機器配置図等は複写を行わず、入札時に返却してください。

(3) 入札説明会

実施しません。なお、現場確認が必要な場合は、前記(2) 交付期間に対応をするので、事前に前記3の担当所属へご確認ください。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

(5) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和6年4月24日(水) 11時00分

イ 場 所 佐賀県鳥栖市元町1918番地
佐賀県立鳥栖工業高等学校 普通教室棟1階 講義室1

ウ 入札方法 入札者の直接提出による紙入札(入札書及び入札金額内訳書)とします。ただし、代理人が入札に参加する場合は、委任状を提出してください。

エ 入札の延期 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は延期をすることもあるので、事前に前記3の担当所属にご確認ください。

(6) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条第3項第3号の規定により免除します。

(7) 入札書に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかは問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

イ 入札書に記載する金額は、契約期間(71月)の総額を記載してください。

(8) 最低制限価格の設定

この契約は、「佐賀県庁舎等維持管理業務委託最低制限価格制度」を適用し、最低制限価格を設定します。このため、最低制限価格を下回った入札者は当該入札においては失格となりますので、再入札を行った場合は参加できません。

(9) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 1人で2以上の入札をした者
- オ 代理人でその資格のない者
- カ 入札書比較最低制限価格を下回る価格で入札をした者
- キ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(10) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(11) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない学校職員を立ち合わせて行います。

(12) 落札者の決定方法

ア 予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行ない、入札参加資格を有している場合に落札者とします。

なお、入札の結果、最低制限価格を下回る価格で申し込みをした者がある場合には直ちにその者を失格とします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行ない、落札者の決定まで同様に繰り返します。

ウ 前記ア、イにおいて落札者とすべきものがない場合は、再度の入札（第1回目を含め2回を限度）を行います。

エ 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない学校職員にくじを引かせるものとします。

5 その他

(1) 委託にあたっての留意事項

ア 契約内容に個人情報の保護に関する特記事項があり、これに違反した場合は、指名停止等の措置を講ずることがあります。

イ 委託事務に従事する者又は従事していた者が、当該委託事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例上の罰則規定（第 44 条及び第 45 条）及びこれらの違反行為に関する両罰規定（第 47 条）に基づき処罰されることがあります。

(2) その他

ア 提出された書類は返却しません。

イ 当該入札に定めのない事項については佐賀県財務規則の定めによるものとします。